

議 第 8 4 号

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）9 月 5 日 提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項中「廃棄物の処理」の次に「及び資源物の収集」を加え、「処理する」を「行う」に改め、同条第 2 項の表中

「

し尿処理場	柏崎市松波四丁目13番13号
ごみ処理場	〃

」を

「

し尿受入施設	柏崎市安政町1番36号
ごみ処理場	柏崎市松波四丁目13番13号

」に改め、

同表に次のように加える。

資源物リサイクルセンター	柏崎市大字佐藤池新田568番地2ほか
	柏崎市西本町三丁目2番37号

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

新潟県柏崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年3月31日条例第23号）

改正後		改正前	
<p>(施設の設置)</p> <p>第3条の2 法の規定に基づき廃棄物の処理及び資源物の収集を適正に行うため施設を設置する。</p> <p>2 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>		<p>(施設の設置)</p> <p>第3条の2 法の規定に基づき廃棄物の処理を適正に処理するため施設を設置する。</p> <p>2 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	
名称	位置	名称	位置
し尿受入施設	柏崎市安政町1番36号	し尿処理場	柏崎市松波四丁目13番13号
ごみ処理場	柏崎市松波四丁目13番13号	ごみ処理場	〃
最終処分場	柏崎市大字東長鳥3037番地ほか	最終処分場	柏崎市大字東長鳥3037番地ほか
資源物リサイクルセンター	柏崎市大字佐藤池新田568番地2ほか		
ター	柏崎市西本町三丁目2番37号		